

会津若松市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前
<p>2. 中心市街地の位置及び区域</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>[3] 中心市街地要件に適合していることの説明</p> <p>第1号要件 略</p> <p>第2号要件 略</p> <p>第3号要件</p> <p>本市の中心市街地は、歴史的にも会津地域の政治、経済、文化の中心として発展してきたため、本市並びに周辺市町村で利用する都市機能が集積しています。</p> <p>また、道路をはじめとしたインフラが整備されているとともに、行政機関、医療機関、金融機関、文化教育施設等の多様な機能が集積しており、これらを適切に維持管理し、活用していくことは、インフラ整備の新たな投資とそれに伴う維持管理コストと抑制につながるものであります。</p> <p>さらに、本市の中心市街地には、県内でも有数の城下町としての歴史、文化資源が数多く残されており、これらを活かした取組みにより、本市並びに会津地域における歴史文化の継承と、観光誘客、産業の振興に大きく貢献するものであります。</p> <p>第6次会津若松市長期総合計画、<u>会津若松市第7次総合計画</u>、会津若松市都市計画マスタープラン、第4次会津若松市国土利用計画において、中心市街地の都市機能、都市構造、土地利用などの位置付けを以下のように示しており、中心市街地の活性化を図ることが、本市並びに会津地域の発展に有効です。</p> <p>①第6次会津若松市長期総合計画「新生会津未来創造」 (計画期間 H19年度～H28年度) (略)</p> <p><u>②会津若松市第7次総合計画「ともに歩み、ともに創る「温故創しん」会津若松」</u> (計画期間 H29年度～H38年度)</p> <p><u>第2編 基本計画</u></p> <p><u>政策目標4 安全、快適な基盤づくり</u></p> <p><u>公共施設や道路、あるいは、まちなみの形成など、本市らしい景観の維持や形成に取り組み、魅力あるまちづくりを進める。</u></p> <p><u>○政策分野29 都市づくり</u></p> <p><u>施策1 都市基盤の整備と土地の適正利用の促進</u></p> <p><u>適正な土地利用の誘導・促進のもと、既存の社会資本を活かした総合的かつ計画的な市街地の形成を進める。</u></p> <p><u>(主な取組)</u></p> <p><u>①地域特性を活かした都市機能の配置</u></p> <p><u>②各地域の拠点と市街地との連携強化</u></p> <p><u>③適正な土地利用の誘導</u></p> <p><u>④土地区画整理事業・地区計画制度を活用した住環境の向上</u></p> <p><u>⑤分かりやすい住居表示・国土調査の推進</u></p>	<p>2. 中心市街地の位置及び区域</p> <p>[1] 略</p> <p>[2] 略</p> <p>[3] 中心市街地要件に適合していることの説明</p> <p>第1号要件 略</p> <p>第2号要件 略</p> <p>第3号要件</p> <p>本市の中心市街地は、歴史的にも会津地域の政治、経済、文化の中心として発展してきたため、本市並びに周辺市町村で利用する都市機能が集積しています。</p> <p>また、道路をはじめとしたインフラが整備されているとともに、行政機関、医療機関、金融機関、文化教育施設等の多様な機能が集積しており、これらを適切に維持管理し、活用していくことは、インフラ整備の新たな投資とそれに伴う維持管理コストと抑制につながるものであります。</p> <p>さらに、本市の中心市街地には、県内でも有数の城下町としての歴史、文化資源が数多く残されており、これらを活かした取組みにより、本市並びに会津地域における歴史文化の継承と、観光誘客、産業の振興に大きく貢献するものであります。</p> <p>第6次会津若松市長期総合計画、会津若松市都市計画マスタープラン、第4次会津若松市国土利用計画において、中心市街地の都市機能、都市構造、土地利用などの位置付けを以下のように示しており、中心市街地の活性化を図ることが、本市並びに会津地域の発展に有効です。</p> <p>①第6次会津若松市長期総合計画「新生会津未来創造」 (計画期間 H19年度～H28年度) (略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p>

- ③会津若松市都市計画マスタープラン
(略)
- ④第4次会津若松市国土利用計画
(略)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) ① 略
 - (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1 【事業名】 市道若3-221号線拡幅整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
2 【事業名】 (都)会津若松駅中町線道路美装化事業 【内容】 道路の美装化等(延長≒945m) 【実施時期】 平成26年度～平成31年度		(都)会津若松駅中町線は本市の玄関口である会津若松駅から、本市シンボルである鶴ヶ城を結ぶ路線の一部であり、南部路線は野口英世青春通りとして整備が完了している。大町四ツ角から北部路線については、沿線の住民や商店等による町並み景観の整備とあわせて、道路整備を進める。 これは「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 【実施時期】 平成26年度～平成31年度	
3 【事業名】 国道252号電線類地中化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

- ②会津若松市都市計画マスタープラン
(略)
- ③第4次会津若松市国土利用計画
(略)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略
 - (2) ① 略
 - (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1 【事業名】 市道若3-221号線拡幅整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
2 【事業名】 (都)会津若松駅中町線道路美装化事業 【内容】 道路の美装化等(延長≒945m) 【実施時期】 平成26年度～平成30年度	会津若松市	(都)会津若松駅中町線は本市の玄関口である会津若松駅から、本市シンボルである鶴ヶ城を結ぶ路線の一部であり、南部路線は野口英世青春通りとして整備が完了している。大町四ツ角から北部路線については、沿線の住民や商店等による町並み景観の整備とあわせて、道路整備を進める。 これは「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) 【実施時期】 平成26年度～平成30年度	
3 【事業名】 国道252号電線類地中化事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

4【事業名】 (都)藤室鍛冶屋敷線街路 整備事業 【内容】 道路の拡幅整備 【実施時期】 平成9年度～	会津若松 市、 <u>福島県</u>	私立会津若松ザベリオ学園や 竹田総合病院等が近接し、中心 市街地や県道会津若松三島線か らの重要なアクセス道路であ り、朝夕の混雑や車歩道の狭小 を改善するため、道路の拡幅整 備を進める。 これは「会津らしさを活かし た人が行き交うまちづくり」「多 くの人が暮らし、集い、ふれあ い、活動する元気なまちづくり」 のために必要な事業である。	【支援措置】 <u>①防災・安全交 付金（道路事業 （街路））</u> <u>②社会資本整 備総合交付金 （道路事業（街 路））</u> 【実施時期】 <u>①平成25年度 ～平成32年度</u> <u>②平成27年度 ～平成31年度</u>	
5【事業名】 人にやさしいみちづくり 歩道整備事業（幹Ⅱ－9号 線外 東栄町工区） （略）	（略）	（略）	（略）	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現する ための位置付け及び必要性	支援措置の内 内容及び実施時 期	その他 の事項
6【事業名】 <u>ICTオフィス環境整備 事業</u> 【内容】 <u>ICT関連企業を集積す るオフィスを中心とした 施設の整備</u> 【実施時期】 <u>平成28年度～平成30年度</u>	会津若松 市、民間事 業者	<u>ICT関連企業を集積するオ フィスを中心とした施設を整備 し、新たな人の流れと雇用の場 の創出による若年層の地元定着 と交流人口の拡大を図る。</u> <u>これは「会津らしさを活かし た人が行き交うまちづくり」「多 くの人が暮らし、集い、ふれあ い、活動する元気なまちづくり」 のために必要な事業である。</u>	【支援措置】 <u>地方創生拠点 整備交付金</u> 【実施時期】 <u>平成29年度</u>	地域再 生計画 記載事 業
				

4【事業名】 (都)藤室鍛冶屋敷線街路 整備事業 【内容】 道路の拡幅整備 【実施時期】 平成9年度～	会津若松市	私立会津若松ザベリオ学園や 竹田総合病院等が近接し、中心 市街地や県道会津若松三島線か らの重要なアクセス道路であ り、朝夕の混雑や車歩道の狭小 を改善するため、道路の拡幅整 備を進める。 これは「会津らしさを活かし た人が行き交うまちづくり」「多 くの人が暮らし、集い、ふれあ い、活動する元気なまちづくり」 のために必要な事業である。	【支援措置】 防災・安全交付 金（道路事業 （街路）） <u>（新規追加）</u> 【実施時期】 平成25年度～ 平成29年度 <u>（新規追加）</u>	
5【事業名】 人にやさしいみちづくり 歩道整備事業（幹Ⅱ－9号 線外 東栄町工区） （略）	（略）	（略）	（略）	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ① 略

(2) ② 略

(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
2【事業名】 会津版家守事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
3【事業名】 本町ケアタウン構想調査 研究事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
4【事業名】 <u>レーベン会津若松整備事業</u> 【内容】 <u>地上15階建住宅(70戸)の整備</u> 【実施時期】 <u>平成28年度～平成29年度</u>	株式会社タカラレーベン 株式会社タカラレーベン東北	<u>利便性の高い立地で住宅供給を行い、まちなか居住が促進され、居住人口の増加とともに、歩行者通行量の拡大を図る。</u> <u>これは「多くの人が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</u> 	【支援措置】 【実施時期】	

(4) 略

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 略

[2] 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ① 略

(2) ② 略

(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
2【事業名】 会津版家守事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
3【事業名】 本町ケアタウン構想調査 研究事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
新規追加				

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容

- (1) 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1【事業名】 商業・アミューズメント施設「ロイヤルプラザ」改修整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
2【事業名】 まちなか憩いの空間、緑化プロジェクト事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
3【事業名】 まちなか誘導、回遊・交流促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
4【事業名】 夜の城下町観光推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
5【事業名】 まちなかスペース有効活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
6【事業名】 商店街等イベント事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
7【事業名】 空き店舗対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
8【事業名】 歴史的建造物を活かしたまちなか賑わい拠点づくり事業 【内容】 歴史的建造物等の調査・活用	まちづくり会社、民間事業者等	本市の地域資源である福西本店や芳賀家蔵をはじめとした歴史的建造物等を活用し、市民や観光客が交流できる機能提供のほか、地域に活力を与える新たなテナントを誘致することで地域経済活動の活性化やコミュニティの促進を図る。	【支援措置】 ①商店街・まちなかインバウンド促進支援事業(中心市街地活性化事業) ②地域・まちなか商業活性化	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
[2] 具体的事業の内容

- (1) 略
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
1【事業名】 商業・アミューズメント施設「ロイヤルプラザ」改修整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
2【事業名】 まちなか憩いの空間、緑化プロジェクト事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
3【事業名】 まちなか誘導、回遊・交流促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
4【事業名】 夜の城下町観光推進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
5【事業名】 まちなかスペース有効活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
6【事業名】 商店街等イベント事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
7【事業名】 空き店舗対策事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
8【事業名】 歴史的建造物を活かしたまちなか賑わい拠点づくり事業 【内容】 歴史的建造物等の調査・活用	まちづくり会社、民間事業者等	本市の地域資源である福西本店や芳賀家蔵をはじめとした歴史的建造物等を活用し、市民や観光客が交流できる機能提供のほか、地域に活力を与える新たなテナントを誘致することで地域経済活動の活性化やコミュニティの促進を図る。	【支援措置】 ①商店街・まちなかインバウンド促進支援事業(中心市街地活性化事業) ②地域・まちなか商業活性化	

<p>【実施時期】 平成 27 年度～</p>		<p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人々が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。 (H27 年度) 調査事業 (H28 年度) 整備事業</p>	<p>支援事業（地域商業自立促進事業） ③地方創生加速化交付金 ④市中小企業振興補助事業</p> <p>【実施時期】 ①平成 28 年度～ ②平成 28 年度～ ③平成 28 年度～ ④平成 28 年度～</p>		<p>【実施時期】 平成 27 年度～</p>		<p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人々が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。 (H27 年度) 調査事業 (H28 年度) 整備事業</p>	<p>支援事業（地域商業自立促進事業） <u>(新規追加)</u> ③市中小企業振興補助事業</p> <p>【実施時期】 ①平成 28 年度～ ②平成 28 年度～ <u>(新規追加)</u> ③平成 28 年度～</p>	
-----------------------------	--	--	--	--	-----------------------------	--	--	---	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>9 【事業名】 地域中核商業ビル「会津若松ロイヤルプラザ」整備改修構想策定事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>9 【事業名】 地域中核商業ビル「会津若松ロイヤルプラザ」整備改修構想策定事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>10【事業名】 景観<u>まちづくり</u>協定支援事業</p> <p>【内容】 修景等への助成</p> <p>【実施時期】 平成7年度～</p>	<p>会津若松市</p>	<p>地区住民が主体的にまちづくりに参加し、事業者や行政と連携して地域・自然・文化を背景とした地域特性に配慮した町並み景観づくりに資する修景等に対して助成する。</p> <p>個性的な町並みづくりと快適な日常生活が営める場の創出を図りながら、住民が愛着や誇りをもって住み続けたい魅力あるまちを実現する。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</u></p> <p>【実施時期】 平成7年度～</p>			<p>(4)からの移設</p>					
<p>11【事業名】 歴史的景観指定建造物保存活用事業</p> <p>【内容】 指定建造物維持管理等への助成</p> <p>【実施時期】 平成9年度～</p>	<p>会津若松市</p>	<p>歴史的な建造物を指定し、その保存と活用を図るため、建造物の維持管理に対し助成を行うことを通して、会津若松らしい町並み景観を創出する。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</u></p> <p>【実施時期】 平成9年度～</p>			<p>(4)からの移設</p>					
<p>12【事業名】 <u>景観重点地区</u>まちなみ修景事業</p> <p>【内容】 修景等への助成</p> <p>【実施時期】 <u>平成29年度～</u></p>	<p>会津若松市</p>	<p><u>会津若松市景観計画に位置付ける景観重点地区のうち、「鶴ヶ城周辺地区」の沿道景観形成地区（北出丸大通り、城前通り、国道118号に位置する建築物のみが対象）において、歴史的な地区の特徴に応じた景観形成基準による規制、誘導を行うとともに、建築物等の新築や外観の</u></p>	<p>【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</u></p> <p>【実施時期】 <u>平成29年度～</u></p>			<p>新規追加</p>					

		<p>大規模な模様替えなどの修景等 に対して助成し、会津若松らし い景観を創出する。</p> <p>これは「商業の活性化による 魅力あふれるまちづくり」「会 津らしさを活かした人が行き交 うまちづくり」のために必要な 事業である。</p>		
--	--	---	--	--



--	--	--	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>13【事業名】 神明通り商店街一体的整備構想事業</p> <p>【内容】 駐車場改修整備、路地裏整備、コミュニティ施設整備、アーケード建替え、店舗ファサード改修、テナントミックス、スマートシティの推進や公共空間の利活用</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	神明通り商店街振興組合	<p>商店街を一つの大規模商業施設とみため、アーケードの改修をはじめとする一体的整備事業を計画的に進めるほか、本市スマートシティ構想に沿った取り組みとして、商店街各店舗でのHEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の導入や商店街全体にWi-Fi環境を順次整えることによる新たなサービス等の展開で商店街利用者の利便性の向上を図り、商業集積と中心市街地の魅力向上を図る。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p> <p>(H26 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査事業 (H27 年度) 組合駐車場改修整備事業 路地裏修景・緑化整備事業 コミュニティ施設整備事業 (H28 年度) アーケード建替え事業 店舗ファサードの改修事業 公共空間の利活用事業 (H29 年度) テナントミックス事業 スマートシティの推進に向けた取り組み 	<p>【支援措置】</p> <p>①商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)</p> <p>②<u>地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)</u></p> <p>③<u>福島県中心市街地・地域商業再生事業</u></p> <p>④市中小企業振興補助事業</p> <p>【実施時期】</p> <p>①平成 26 年度</p> <p>②平成 30 年度</p> <p>③平成 29 年度</p> <p>④平成 27 年度～</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>10【事業名】 神明通り商店街一体的整備構想事業</p> <p>【内容】 駐車場改修整備、路地裏整備、コミュニティ施設整備、アーケード建替え、店舗ファサード改修、テナントミックス、スマートシティの推進や公共空間の利活用</p> <p>【実施時期】 平成 26 年度～</p>	神明通り商店街振興組合	<p>商店街を一つの大規模商業施設とみため、アーケードの改修をはじめとする一体的整備事業を計画的に進めるほか、本市スマートシティ構想に沿った取り組みとして、商店街各店舗でのHEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)の導入や商店街全体にWi-Fi環境を順次整えることによる新たなサービス等の展開で商店街利用者の利便性の向上を図り、商業集積と中心市街地の魅力向上を図る。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p> <p>(H26 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査事業 (H27 年度) 組合駐車場改修整備事業 路地裏修景・緑化整備事業 コミュニティ施設整備事業 (H28 年度) アーケード建替え事業 店舗ファサードの改修事業 公共空間の利活用事業 (H29 年度) テナントミックス事業 スマートシティの推進に向けた取り組み 	<p>【支援措置】</p> <p>①商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)</p> <p>②<u>地域商業自立促進事業</u></p> <p>(新規追加)</p> <p>④市中小企業振興補助事業</p> <p>【実施時期】</p> <p>①平成 26 年度</p> <p>②平成 28 年度</p> <p>③平成 27 年度～</p>	

										
14【事業名】 市役所通り商店街「ファサード改修等による通りや路地空間の魅力創出整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)					(略)		
15【事業名】 七日町通り門前町づくり一体的整備事業 【内容】 七日町市民広場オープンデッキ整備改修、紅葉の植栽推進、ファサード改修、テナントミックス、公衆トイレの整備 【実施時期】 平成 27 年度～	七日町通り まちなみ協議会	これまでの町並みづくりに加え、寺社仏閣が多数存在する地域特性や会津五街道である通りの歴史を織り交ぜた「門前町づくり」に取り組むほか、ファサード改修等による通りの連続性の延長や市民広場の有効活用に向けた整備改修、植栽による憩いの空間整備等による通りのさらなる魅力向上を進める。 これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人々が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。 (H27 年度) ・七日町市民広場オープンデッキ整備改修事業 ・紅葉の植栽推進事業 (H28 年度～平成 29 年度) ・ファサード改修事業 ・テナントミックス事業 (H29 年度) ・公衆トイレ整備事業 (下区、中区) ・会津塗モニュメント事業	【支援措置】 <u>①地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)</u> <u>②福島県歴史情緒あふれる地域づくり支援事業</u> <u>③市中小企業振興補助事業</u> 【実施時期】 <u>①平成 28 年度～平成 29 年度</u> <u>②平成 27 年度～平成 31 年度</u> <u>③平成 28 年度～</u>					【支援措置】 <u>①地域商業自立促進事業</u> <u>(新規追加)</u> <u>②市中小企業振興補助事業</u> 【実施時期】 <u>①平成 28 年度～平成 29 年度</u> <u>(新規追加)</u> <u>②平成 28 年度～</u>		
16【事業名】 スマートウェルネスシティ事業 (まちなか回遊促進健康づくり事業) (略)	(略)	(略)	(略)					(略)		
11【事業名】 市役所通り商店街「ファサード改修等による通りや路地空間の魅力創出整備事業」 (略)	(略)	(略)	(略)					(略)		
12【事業名】 七日町通り門前町づくり一体的整備事業 【内容】 七日町市民広場オープンデッキ整備改修、紅葉の植栽推進、ファサード改修、テナントミックス、公衆トイレの整備 【実施時期】 平成 27 年度～	七日町通り まちなみ協議会	これまでの町並みづくりに加え、寺社仏閣が多数存在する地域特性や会津五街道である通りの歴史を織り交ぜた「門前町づくり」に取り組むほか、ファサード改修等による通りの連続性の延長や市民広場の有効活用に向けた整備改修、植栽による憩いの空間整備等による通りのさらなる魅力向上を進める。 これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人々が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。 (H27 年度) ・七日町市民広場オープンデッキ整備改修事業 ・紅葉の植栽推進事業 (H28 年度～平成 29 年度) ・ファサード改修事業 ・テナントミックス事業 (H29 年度) ・公衆トイレ整備事業 (下区、中区) ・会津塗モニュメント事業	【支援措置】 <u>①地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)</u> <u>②福島県歴史情緒あふれる地域づくり支援事業</u> <u>③市中小企業振興補助事業</u> 【実施時期】 <u>①平成 28 年度～平成 29 年度</u> <u>②平成 27 年度～平成 31 年度</u> <u>③平成 28 年度～</u>					【支援措置】 <u>①地域商業自立促進事業</u> <u>(新規追加)</u> <u>②市中小企業振興補助事業</u> 【実施時期】 <u>①平成 28 年度～平成 29 年度</u> <u>(新規追加)</u> <u>②平成 28 年度～</u>		
13【事業名】 スマートウェルネスシティ事業 (まちなか回遊促進健康づくり事業) (略)	(略)	(略)	(略)					(略)		

<p>17【事業名】 通り・路地裏整備魅力向上事業</p> <p>【内容】 通り・路地裏の整備</p> <p>【実施年度】 平成 26 年度～</p>	市役所通り商店街振興組合、神明通り商店街振興組合、七日町通りまちなみ協議会 等	<p>小路や路地裏の再生によってまちが持つ資源に光を当て、まちの魅力を発信し、市民や観光客の来訪を促進する。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>①地域商業自立促進事業</p> <p>②福島県地域創生総合支援事業</p> <p>③<u>福島県歴史情緒あふれる地域づくり支援事業</u></p> <p>④市中小企業振興補助事業</p> <p>【実施時期】</p> <p>①平成 26 年度～</p> <p>②平成 26 年度～</p> <p>③<u>平成 27 年度～平成 31 年度</u></p> <p>④平成 26 年度～</p>	
<p>18【事業名】 まちなかコミュニティ機能再生事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>19【事業名】 市民広場等有効利活用事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>20【事業名】 創業支援事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>21【事業名】 会津版家守事業 ※再掲 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	

<p>14【事業名】 通り・路地裏整備魅力向上事業</p> <p>【内容】 通り・路地裏の整備</p> <p>【実施年度】 平成 26 年度～</p>	市役所通り商店街振興組合、神明通り商店街振興組合、七日町通りまちなみ協議会 等	<p>小路や路地裏の再生によってまちが持つ資源に光を当て、まちの魅力を発信し、市民や観光客の来訪を促進する。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>①地域商業自立促進事業</p> <p>②福島県地域創生総合支援事業</p> <p>③<u>(新規追加)</u></p> <p>③市中小企業振興補助事業</p> <p>【実施時期】</p> <p>①平成 26 年度～</p> <p>②平成 26 年度～</p> <p>③<u>(新規追加)</u></p> <p>③平成 26 年度～</p>	
<p>15【事業名】 まちなかコミュニティ機能再生事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>16【事業名】 市民広場等有効利活用事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>17【事業名】 創業支援事業 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	
<p>18【事業名】 会津版家守事業 ※再掲 (略)</p>	(略)	(略)	(略)	

22【事業名】 個店魅力向上事業(まちゼミ普及事業) (略)	(略)	(略)	(略)		19【事業名】 個店魅力向上事業(まちゼミ普及事業) (略)	(略)	(略)	(略)	
23【事業名】 まちなかナイトバル事業 (略)	(略)	(略)	(略)		20【事業名】 まちなかナイトバル事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
24【事業名】 まちなか子どもフェスタ事業 (略)	(略)	(略)	(略)		21【事業名】 まちなか子どもフェスタ事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
25【事業名】 子育て支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)		22【事業名】 子育て支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
26【事業名】 <u>あいづ</u> まちなかアートプロジェクト事業 【内容】 まちなかにおける地場産業の漆作品や芸術性の高い絵画などの展示 【実施時期】 平成 25 年度～	あいづまちなかアートプロジェクト実行委員会、市内各商店街 等	まちなかの歴史的な建造物や商店街等を舞台として漆作品や絵画などの展示を行うことを通して、芸術鑑賞機会を創出するほか、本市の文化力の向上、地場産業の振興、観光の振興につなげる。 これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。	【支援措置】 市中小企業振興補助事業 【実施時期】 平成 27 年度～		23【事業名】 <u>会津</u> まちなかアートプロジェクト事業 【内容】 まちなかにおける地場産業の漆作品や芸術性の高い絵画などの展示 【実施時期】 平成 25 年度～	あいづまちなかアートプロジェクト実行委員会、市内各商店街 等	まちなかの歴史的な建造物や商店街等を舞台として漆作品や絵画などの展示を行うことを通して、芸術鑑賞機会を創出するほか、本市の文化力の向上、地場産業の振興、観光の振興につなげる。 これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。	【支援措置】 市中小企業振興補助事業 【実施時期】 平成 27 年度～	
27【事業名】 まちなか市民大学事業 (略)	(略)	(略)	(略)		24【事業名】 まちなか市民大学事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
28【事業名】 <u>「会津の食」ブランド化事業</u> 【内容】 飲食店等における地産地消イベントの実施 【実施時期】 平成 26 年度～	市内生産者、実行委員会 等	市内飲食店や宿泊施設、加工業者等において、季節ごとの「一押し地元食材」を使ったメニューを提供することで、地元農産物の利活用により飲食店等の魅力向上が図られ、来街者の滞留性・回遊性の向上や交流人口の拡大を図る。 これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」のために必要な事業である。	【支援措置】 福島県ふくしまの恵み PR 支援事業 【実施時期】 平成 26 年度～		25【事業名】 <u>「あいづ食の陣」プロジェクト事業</u> 【内容】 飲食店等における地産地消イベントの実施 【実施時期】 平成 26 年度～	市内生産者、実行委員会 等	市内飲食店や宿泊施設、加工業者等において、季節ごとの「一押し地元食材」を使ったメニューを提供することで、地元農産物の利活用により飲食店等の魅力向上が図られ、来街者の滞留性・回遊性の向上や交流人口の拡大を図る。 これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」のために必要な事業である。	【支援措置】 福島県ふくしまの恵み PR 支援事業 【実施時期】 平成 26 年度～	

<p>29【事業名】 地産地消運動推進事業</p> <p>【内容】 地元農産物の直売市等の開催やイベントの実施</p> <p>【実施期間】 平成20年度～</p>	<p>市内生産者、実行委員会等</p>	<p>市内各所において、農業従事者による自家栽培農産物等の対面式直売を行い、農産物の販売拡大と来街者との交流を促進する。</p> <p>これは「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>			<p>26【事業名】 地産地消推進事業</p> <p>【内容】 地元農産物の直売市等の開催やイベントの実施</p> <p>【実施期間】 平成20年度～</p>	<p>市内生産者、実行委員会等</p>	<p>市内各所において、農業従事者による自家栽培農産物等の対面式直売を行い、農産物の販売拡大と来街者との交流を促進する。</p> <p>これは「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>		
<p>30【事業名】 賑わいづくり人材育成事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>			<p>27【事業名】 賑わいづくり人材育成事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>31【事業名】 まちなかインキュベーション事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>			<p>28【事業名】 まちなかインキュベーション事業 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>(2) ②に移設</p>						<p>29【事業名】 景観協定支援事業</p> <p>【内容】 修景等への助成</p> <p>【実施時期】 平成7年度～</p>	<p>会津若松市</p>	<p>地区住民が主体的にまちづくりに参加し、事業者や行政と連携して地域・自然・文化を背景とした地域特性に配慮した町並み景観づくりに資する修景等に対して助成する。</p> <p>個性的な町並みづくりと快適な日常生活が営める場の創出を図りながら、住民が愛着や誇りをもって住み続けたい魅力あるまちを実現する。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 市美しい会津若松景観助成制度</p> <p>【実施時期】 平成7年度～</p>		

(2) ②に移設						<p>30【事業名】 歴史的景観指定建造物保存活用事業</p> <p>【内容】 指定建造物維持管理等への助成</p> <p>【実施時期】 平成9年度～</p>	会津若松市	歴史的な建造物を指定し、その保存と活用を図るため、建造物の維持管理に対し助成を行うことを通して、会津若松らしい町並み景観を創出する。 これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」「会津らしさを活かした人が行き交うまちづくり」「多くの人が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。	<p>【支援措置】 市美しい会津若松景観助成制度</p> <p>【実施時期】 平成9年度～</p>	
32【事業名】 自然景観指定緑地保存活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)			31【事業名】 自然景観指定緑地保存活用事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
33【事業名】 市民協働推進事業	会津若松市、市民活動団体等	市民活動についての情報の提供やネットワーク構築のための仕組みづくりなどを通して、市民活動の拡大と活性化を進め、市民と行政が連携し、協力しながらまちづくりに取り組む社会の実現や様々な活動団体と行政との連携・協働を進めることで、地域課題の解決につなげる。 これは「多くの人が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>			32【事業名】 市民活動推進事業	会津若松市、市民活動団体等	市民活動についての情報の提供やネットワーク構築のための仕組みづくりなどを通して、市民活動の拡大と活性化を進め、市民と行政が連携し、協力しながらまちづくりに取り組む社会の実現や様々な活動団体と行政との連携・協働を進めることで、地域課題の解決につなげる。 これは「多くの人が暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
34【事業名】 買い物弱者対策購買環境整備検討事業 (略)	(略)	(略)	(略)			33【事業名】 買い物弱者対策購買環境整備検討事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
35【事業名】 本町ケアタウン構想調査研究事業 ※再掲 (略)	(略)	(略)	(略)			34【事業名】 本町ケアタウン構想調査研究事業 ※再掲 (略)	(略)	(略)	(略)	
36【事業名】 城下町レンタサイクル事業 (略)	(略)	(略)	(略)			35【事業名】 城下町レンタサイクル事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
37【事業名】 余暇活動支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)			36【事業名】 余暇活動支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	

<p>38【事業名】 光り輝く商店街発掘・創出事業</p> <p>【内容】 商店街への覆面調査、リノベーションプランの提案及び実現、事例集の作成</p> <p>【実施時期】 平成 28 年度～</p>	福島県	<p>商店街等への覆面調査等により、外部の目線で発見した課題等を専門家のアドバイスにより改善し、商店街の活性化やまちの魅力向上を図る。</p> <p>これは「商業の活性化による魅力あふれるまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	
<p>39【事業名】 ふくしまクール（ウォーム）シェア推進事業</p> <p>【内容】 地球温暖化対策事業による地域の活性化</p> <p>【実施時期】 平成 29 年度～</p>	福島県	<p>地球温暖化対策の一環として、電力等のエネルギー需要が高まる夏季及び冬季において、冷暖房を共有できる施設等を「シェアスポット」として登録し、利用を促進することにより、家庭等の消費エネルギーの削減、熱中症予防、地域の活性化などにつなげるものである。</p> <p>これは「多くの人暮らし、集い、ふれあい、活動する元気なまちづくり」のために必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】</p> <p>【実施時期】</p>	

新規追加				
新規追加				

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は、別添。

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1]
- (1) 略
- (2) 市部局間連絡調整組織
 - 組織概要 略
 - 協議経過

開催日	会議名	議 題
平成 25 年 11 月 26 日	幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行基本計画の概要 ・ 国の施策の方向性等

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は、別添。

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1]
- (1) 略
- (2) 市部局間連絡調整組織
 - 組織概要 略
 - 協議経過

開催日	会議名	議 題
平成 25 年 11 月 26 日	幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行基本計画の概要 ・ 国の施策の方向性等

		・基本計画（素案）概要版
平成 25 年 12 月 26 日	幹事会	・庁内からの意見、具体的事業 ・市独自計画（平成 21 年度～平成 25 年度）の総括 ・市独自計画（平成 26 年度策定）の方向性と具体的事業
平成 26 年 4 月 9 日	推進本部	・庁議以降の修正点 ・パブリックコメントの結果
平成 26 年 12 月 18 日	幹事会	国の認定申請にかかる市独自計画の見直しについて [期間、基本方針、エリア、事業内容]
平成 27 年 4 月 28 日	推進本部	中心市街地活性化基本計画の認定申請について
平成 28 年 4 月 22 日	幹事会	・平成 27 年度の事業状況等 ・フォローアップ報告
平成 28 年 4 月 26 日	推進本部	・平成 27 年度の事業状況等 ・フォローアップ報告
平成 28 年 6 月 21 日	幹事会	中心市街地活性化基本計画の変更認定申請について
<u>平成 29 年 4 月 19 日</u>	<u>幹事会</u>	<u>・平成 28 年度の事業状況等</u> <u>・フォローアップ報告</u>
<u>平成 29 年 4 月 26 日</u>	<u>推進本部</u>	<u>・平成 28 年度の事業状況等</u> <u>・フォローアップ報告</u>
<u>平成 29 年 9 月 27 日</u>	<u>幹事会</u>	<u>中心市街地活性化基本計画の変更認定申請について</u>
<u>平成 29 年 10 月 3 日</u>	<u>推進本部</u>	<u>中心市街地活性化基本計画の変更認定申請について</u>

(3) 略
(4) 略

		・基本計画（素案）概要版
平成 25 年 12 月 26 日	幹事会	・庁内からの意見、具体的事業 ・市独自計画（平成 21 年度～平成 25 年度）の総括 ・市独自計画（平成 26 年度策定）の方向性と具体的事業
平成 26 年 4 月 9 日	推進本部	・庁議以降の修正点 ・パブリックコメントの結果
平成 26 年 12 月 18 日	幹事会	国の認定申請にかかる市独自計画の見直しについて [期間、基本方針、エリア、事業内容]
平成 27 年 4 月 28 日	推進本部	中心市街地活性化基本計画の認定申請について
平成 28 年 4 月 22 日	幹事会	・平成 27 年度の事業状況等 ・フォローアップ報告
平成 28 年 4 月 26 日	推進本部	・平成 27 年度の事業状況等 ・フォローアップ報告
平成 28 年 6 月 21 日	幹事会	中心市街地活性化基本計画の変更認定申請について

(新規追加)

(3) 略
(4) 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

- (1) 略
 (2) 構成員及び開催状況

■構成員

【委員】

役職名	団体名	団体役職名
会長	会津若松商工会議所	会頭
専務	会津若松商工会議所	専務理事
	会津若松商工会議所	女性会会長
	会津若松商工会議所	青年部会長
副会長	<u>協議会の同意により、会長が選任</u>	
	会津若松市	市長
	会津若松市商店街連合会	会長
	神明通り商店街振興組合	理事長
	会津若松市役所通り商店街振興組合	理事長
	大町四ツ角中央商店街振興組合	理事長
	野口英世青春通り協議会	会長
	七日町通りまちなみ協議会	会長
	会津ふれあい通り大和町桂林寺町商店会	会長
	アネッサクラブ	代表
	会津若松市本町商店街振興会	会長
	大町通り商店会連合会	会長
	東北電力(株) 会津若松支社	支社長
	(株)NTT東日本-福島 会津支店	支店長
	会津若松ハイヤー営業会	会長
	東日本旅客鉄道(株) 会津若松駅	駅長
	社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会	会長
	会津若松市建設業組合	組合長
	<u>(一社)福島県建築士事務所協会 会津支部</u>	支部長
	<u>(公社)福島県建築士会 会津支部</u>	支部長
	ふくしま測量設計協同組合	代表理事
	(株)エフエム会津	代表取締役
	(一財)会津若松市観光 <u>ビューロー</u>	理事長
監事	会津若松市金融団 (東邦銀行会津支店)	幹事長 (取締役支店長)
監事	会津信用金庫	理事長
	会津商工信用組合	理事長
	<u>会津よつば</u> 農業協同組合	代表理事組合長
	(公社)会津青年会議所	理事長

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

- (1) 略
 (2) 構成員及び開催状況

■構成員

【委員】

役職名	団体名	団体役職名
会長	会津若松商工会議所	会頭
専務	会津若松商工会議所	専務理事
	会津若松商工会議所	女性会会長
	会津若松商工会議所	青年部会長
副会長	<u>(株)まちづくり会津</u>	<u>代表取締役</u>
	会津若松市	市長
	会津若松市商店街連合会	会長
	神明通り商店街振興組合	理事長
	会津若松市役所通り商店街振興組合	理事長
	大町四ツ角中央商店街振興組合	理事長
	野口英世青春通り協議会	会長
	七日町通りまちなみ協議会	会長
	会津ふれあい通り大和町桂林寺町商店会	会長
	アネッサクラブ	代表
	会津若松市本町商店街振興会	会長
	大町通り商店会連合会	会長
	東北電力(株) 会津若松支社	支社長
	(株)NTT東日本-福島 会津支店	支店長
	会津若松ハイヤー営業会	会長
	東日本旅客鉄道(株) 会津若松駅	駅長
	社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会	会長
	会津若松市建設業組合	組合長
	<u>(社)福島県建築士事務所協会 会津支部</u>	支部長
	<u>(社)福島県建築士会 会津支部</u>	支部長
	ふくしま測量設計協同組合	代表理事
	(株)エフエム会津	代表取締役
	(一財)会津若松市観光 <u>公社</u>	理事長
監事	会津若松市金融団 (東邦銀行会津支店)	幹事長 (取締役支店長)
監事	会津信用金庫	理事長
	会津商工信用組合	理事長
	<u>あいづ</u> 農業協同組合	代表理事組合長
	(公社)会津青年会議所	理事長

	会津漆器協同組合	理事長
	会津若松旅館ホテル組合	組合長

【オブザーバー】略
【幹事会】略
■会議等の開催状況

開催日		会議名・議題
平成 25 年	10 月 1 日	ワーキンググループ 第 1 回意見交換会 ・ 現行の中心市街地活性化基本計画について ・ 中心市街地活性化基本計画の見直しについて
	10 月 23 日	ワーキンググループ 第 2 回意見交換会 ・ 前回の配布資料等への意見について ・ 中心市街地活性化基本計画の基本方針等について
	11 月 21 日	ワーキンググループ 第 3 回意見交換会 ・ 中心市街地における買い物弱者対策について ・ 大規模集客施設等の立地規制等について ・ 大規模小売店舗立地法の特例区域について ・ 会津若松市都市計画道路の見直しについて ・ これまでの意見交換会について
	11 月 26 日	第 1 回幹事会 ・ 基本計画について ・ 現行基本計画の概要について ・ 事業進捗状況について ・ 国の中心市街地活性化施策の考えについて ・ 会津まちづくり応援隊について
12 月 25 日	第 2 回幹事会 ・ 中心市街地活性化基本計画（素案）について	
平成 26 年	3 月 26 日	総会 ・ 会津若松市中心市街地活性化基本計画について
	12 月 22 日	第 1 回幹事会 ・ 会津若松市中心市街地活性化基本計画の国の認定に向けた取組みについて
平成 27 年	4 月 22 日	総会 ・ 会津若松市中心市街地活性化基本計画について
	6 月 17 日	全体説明会 ・ ICT 関連企業集積のためのオフィス環境整備事業について
	6 月 23 日	幹事会 ・ ICT 関連企業集積のためのオフィス環境整備事業について
平成 28 年	5 月 9 日	総会 ・ 会津若松市中心市街地活性化基本計画について
	6 月 24 日	総会 ・ 基本計画変更（第 1 回変更）について意見照会
平成 29 年	5 月 8 日	総会 ・ 会津若松市中心市街地活性化基本計画について

	会津漆器協同組合	理事長
	<u>会津若松酒造協同組合</u>	<u>理事長</u>
	会津若松旅館ホテル組合	組合長

【オブザーバー】略
【幹事会】略
■会議等の開催状況

開催日		会議名・議題
平成 25 年	10 月 1 日	ワーキンググループ 第 1 回意見交換会 ・ 現行の中心市街地活性化基本計画について ・ 中心市街地活性化基本計画の見直しについて
	10 月 23 日	ワーキンググループ 第 2 回意見交換会 ・ 前回の配布資料等への意見について ・ 中心市街地活性化基本計画の基本方針等について
	11 月 21 日	ワーキンググループ 第 3 回意見交換会 ・ 中心市街地における買い物弱者対策について ・ 大規模集客施設等の立地規制等について ・ 大規模小売店舗立地法の特例区域について ・ 会津若松市都市計画道路の見直しについて ・ これまでの意見交換会について
	11 月 26 日	第 1 回幹事会 ・ 基本計画について ・ 現行基本計画の概要について ・ 事業進捗状況について ・ 国の中心市街地活性化施策の考えについて ・ 会津まちづくり応援隊について
12 月 25 日	第 2 回幹事会 ・ 中心市街地活性化基本計画（素案）について	
平成 26 年	3 月 26 日	総会 ・ 会津若松市中心市街地活性化基本計画について
	12 月 22 日	第 1 回幹事会 ・ 会津若松市中心市街地活性化基本計画の国の認定に向けた取組みについて
平成 27 年	4 月 22 日	総会 ・ 会津若松市中心市街地活性化基本計画について
	6 月 17 日	全体説明会 ・ ICT 関連企業集積のためのオフィス環境整備事業について
	6 月 23 日	幹事会 ・ ICT 関連企業集積のためのオフィス環境整備事業について
平成 28 年	5 月 9 日	総会 ・ 会津若松市中心市街地活性化基本計画について
	6 月 24 日	総会 ・ 基本計画変更（第 1 回変更）について意見照会

(新規追加)

10月13日

総会

・基本計画変更（第2回変更）について意見照会

(3) 略

(4) 規約

会津若松市中心市街地活性化協議会設置規約

(協議会の設置)

第1条 会津若松商工会議所及び株式会社まちづくり会津は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、会津若松市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、会津若松市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、必要な事項を協議し、会津若松市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画の実行に寄与し、総合的な中心市街地活性化の推進を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) 会津若松市が作成する法第9条第1項に規定する中心市街地活性化基本計画並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 国の認定及び支援を受けようとする民間ベースの事業計画についての協議
- (3) 会津若松市中心市街地の活性化に関する協議会構成員相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地活性化のための研修及び情報交換
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(協議会の事務局)

第5条 協議会の事務局を株式会社まちづくり会津に置き、庶務を行う。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 会津若松商工会議所
 - (2) 株式会社まちづくり会津
 - (3) 会津若松市（法第15条第4項第3号）
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要であると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、専務及び委員をもって組織する。

(会長、副会長、専務)

第8条 会長は、会津若松商工会議所会頭をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(3) 略

(4) 規約

会津若松市中心市街地活性化協議会設置規約

(協議会の設置)

第1条 会津若松商工会議所及び株式会社まちづくり会津は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、会津若松市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、会津若松市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、必要な事項を協議し、会津若松市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画の実行に寄与し、総合的な中心市街地活性化の推進を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達するため、次の活動を行う。

- (1) 会津若松市が作成する法第9条第1項に規定する中心市街地活性化基本計画並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 国の認定及び支援を受けようとする民間ベースの事業計画についての協議
- (3) 会津若松市中心市街地の活性化に関する協議会構成員相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地活性化のための研修及び情報交換
- (5) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(協議会の事務局)

第5条 協議会の事務局を株式会社まちづくり会津に置き、庶務を行う。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 会津若松商工会議所
 - (2) 株式会社まちづくり会津
 - (3) 会津若松市（法第15条第4項第3号）
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要であると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 前項の申出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、専務及び委員をもって組織する。

(会長、副会長、専務)

第8条 会長は、会津若松商工会議所会頭をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、協議会の同意を得て、会長が選任する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 専務は、会津若松商工会議所専務理事をもって充てる。

6 専務は、会長、副会長を補佐し幹事会との調整にあたる。

7 会長、副会長、専務は非常勤とする。

8 会長、副会長、専務の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(委員)

第9条 委員は、第6条第1項に掲げる者が指名する者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は(以下「会議」という。)、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会議の議事は、出席委員の2分の1以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第12条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

2 委員の年会費は、会長が別に定める。

(協議会の監査)

第14条 協議会の出納を監査するため、監事若干名を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 監事は非常勤とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

5 監事の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成19年2月21日から施行する。

2 協議会設立時の第8条第8項及び第14条第5項の任期は、平成21年3月31日までとする。

3 本改正規約(第8条第3項改正)は、平成29年5月8日から施行する。

[3] 略

3 副会長は、株式会社まちづくり会津代表取締役をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 専務は、会津若松商工会議所専務理事をもって充てる。

6 専務は、会長、副会長を補佐し幹事会との調整にあたる。

7 会長、副会長、専務は非常勤とする。

8 会長、副会長、専務の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(委員)

第9条 委員は、第6条第1項に掲げる者が指名する者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第10条 協議会の会議は(以下「会議」という。)、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会議の議事は、出席委員の2分の1以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第12条 法第9条第2項各号に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、会費、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

2 委員の年会費は、会長が別に定める。

(協議会の監査)

第14条 協議会の出納を監査するため、監事若干名を置く。

2 監事は、会長が推薦し、協議会の同意を得て選任する。

3 監事は非常勤とする。

4 監事は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

5 監事の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成19年2月21日から施行する。

2 協議会設立時の第8条第8項及び第14条第5項の任期は、平成21年3月31日までとする。

(新規追加)

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善に資する事業

- ・市道若3-221号線拡幅整備事業
- ・(都) 会津若松駅中町線まちなみ環境整備事業
- ・国道252号電線類地中化事業
- ・(都) 藤室鍛冶屋敷線街路整備事業
- ・人にやさしいみちづくり歩道整備事業

・ICTオフィス環境整備事業

5. 都市福利施設の整備

- ・鶴城小学校改築事業
- ・竹田総合病院新プロジェクト事業
- ・特別養護老人ホーム事業
- ・本町ケアタウン構想調査研究事業

6. まちなか居住を推進する事業

- ・高齢者向け住宅建設事業
- ・会津版家守事業
- ・本町ケアタウン構想調査研究事業(再掲)

・レーベン会津若松整備事業

7. 商業の活性化に資する事業

- ・商業・アミューズメント施設「ロイヤルプラザ」改修整備事業
- ・神明通り商店街一体的整備構想事業
- ・市役所通り商店街「ファサード改修等による通りや路地空間の魅力創出整備事業」
- ・七日町通り門前町づくり一体的整備偉業
- ・スマートウェルネスシティ事業
- ・歴史的建造物を活かしたまちなか賑わい拠点づくり事業
- ・まちなかコミュニティ機能再生事業
- ・市民広場等有効利活用事業
- ・創業支援事業
- ・会津版家守事業(再掲)
- ・空き店舗対策事業
- ・個店魅力向上事業
- ・歴史的建造物保存活用事業
- ・本町ケアタウン構想調査研究事業(再掲)
- ・余暇活動支援事業

8. 公共交通の利便性の増進に資する事業

- ・地域循環・コミュニティバス運行事業
- ・生活交通路線等運行維持事業
- ・金川町・田園町住民コミュニティバス運行事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 略

[2] 都市計画等との調和

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善に資する事業

- ・市道若3-221号線拡幅整備事業
- ・(都) 会津若松駅中町線まちなみ環境整備事業
- ・国道252号電線類地中化事業
- ・(都) 藤室鍛冶屋敷線街路整備事業
- ・人にやさしいみちづくり歩道整備事業

(新規追加)

5. 都市福利施設の整備

- ・鶴城小学校改築事業
- ・竹田総合病院新プロジェクト事業
- ・特別養護老人ホーム事業
- ・本町ケアタウン構想調査研究事業

6. まちなか居住を推進する事業

- ・高齢者向け住宅建設事業
- ・会津版家守事業
- ・本町ケアタウン構想調査研究事業(再掲)

(新規追加)

7. 商業の活性化に資する事業

- ・商業・アミューズメント施設「ロイヤルプラザ」改修整備事業
- ・神明通り商店街一体的整備構想事業
- ・市役所通り商店街「ファサード改修等による通りや路地空間の魅力創出整備事業」
- ・七日町通り門前町づくり一体的整備偉業
- ・スマートウェルネスシティ事業
- ・歴史的建造物を活かしたまちなか賑わい拠点づくり事業
- ・まちなかコミュニティ機能再生事業
- ・市民広場等有効利活用事業
- ・創業支援事業
- ・会津版家守事業(再掲)
- ・空き店舗対策事業
- ・個店魅力向上事業
- ・歴史的建造物保存活用事業
- ・本町ケアタウン構想調査研究事業(再掲)
- ・余暇活動支援事業

8. 公共交通の利便性の増進に資する事業

- ・地域循環・コミュニティバス運行事業
- ・生活交通路線等運行維持事業
- ・金川町・田園町住民コミュニティバス運行事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 略

[2] 都市計画等との調和

(1) 第6次会津若松市長期総合計画
(略)

(2) 会津若松市第7次総合計画

平成29年度に策定した、会津若松市第7次総合計画においては、地域の個性を活かした賑わいと魅力の創出の政策分野として「中心市街地・商業地域」と位置付け、「商機能やコミュニティ機能等が充実し、快適で利便性が高い、魅力・活力にあふれるまち」を目指す姿としています。

この政策分野の2つの施策として「商店街機能の維持・強化」と「中心市街地の魅力向上」を位置付けており、商店街による買い物機能やコミュニティ機能の維持・強化を支援し、魅力あふれる商店街づくりを進め、中心市街地活性化協議会と連携しながら、民間活力の活用や市民との協働により、快適で利便性の高い、魅力あふれるまちづくりを推進することとしています。

(3) 会津若松市都市計画マスタープラン

平成25年3月に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」においては、本市の中心部においては、日常生活圏として徒歩で生活できる圏域を一つの基本コミュニティと想定し、これをつないだ中学校区程度の範囲をイメージした「基本コミュニティ」が連担し相互に連携する連環都市構造からなるコンパクトな市街地の形成を基本としています。

コミュニティは、より高度な都市機能の集積を目指す中心市街地の「中心活性化ゾーン」を核に、多くがその外延を取り巻く「良好な住環境ゾーン」に位置付けられており、こうした既存市街地を中心としながら、市街地の周辺に広がり、保全を基本とする「田園集落ゾーン」や「自然環境保全ゾーン」、さらには、産業の育成・活性化を図る「産業活力ゾーン」を位置付け、地域の特色を生かしたコンパクトな都市構造の維持、形成を図ることとしています。

※中心活性化ゾーン

商業地中心部をコアとする中心市街地を設定し、商業・業務や行政、文化施設の集積、まちなか観光、まちなか居住の充実など、施設の集積と交通結節点としての利便性を活かした土地利用とします。

(4) 会津若松市国土利用計画

平成19年度に策定した「会津若松市国土利用計画」においては、会津地域における中核都市として経済、教育・文化、医療等の都市機能を高めるため、計画的かつ適正な土地利用を図ることとしています。

また、空洞化が進む中心市街地については、鶴ヶ城を中心とする歴史が育んだ文化遺産に配慮した景観形成を図りながら、賑わいを創出するため、商業環境の整備と公共施設などの都市機能の集積化を進め、高齢者等にも配慮した安心で快適な生活環境を形成するため、道路や公園などの都市基盤の整備を図ることにより、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりを目指すこととしています。

[3] 略

12. 略

(1) 第6次会津若松市長期総合計画
(略)

(新規追加)

(2) 会津若松市都市計画マスタープラン

平成25年3月に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」においては、本市の中心部においては、日常生活圏として徒歩で生活できる圏域を一つの基本コミュニティと想定し、これをつないだ中学校区程度の範囲をイメージした「基本コミュニティ」が連担し相互に連携する連環都市構造からなるコンパクトな市街地の形成を基本としています。

コミュニティは、より高度な都市機能の集積を目指す中心市街地の「中心活性化ゾーン」を核に、多くがその外延を取り巻く「良好な住環境ゾーン」に位置付けられており、こうした既存市街地を中心としながら、市街地の周辺に広がり、保全を基本とする「田園集落ゾーン」や「自然環境保全ゾーン」、さらには、産業の育成・活性化を図る「産業活力ゾーン」を位置付け、地域の特色を生かしたコンパクトな都市構造の維持、形成を図ることとしています。

※中心活性化ゾーン

商業地中心部をコアとする中心市街地を設定し、商業・業務や行政、文化施設の集積、まちなか観光、まちなか居住の充実など、施設の集積と交通結節点としての利便性を活かした土地利用とします。

(3) 会津若松市国土利用計画

平成19年度に策定した「会津若松市国土利用計画」においては、会津地域における中核都市として経済、教育・文化、医療等の都市機能を高めるため、計画的かつ適正な土地利用を図ることとしています。

また、空洞化が進む中心市街地については、鶴ヶ城を中心とする歴史が育んだ文化遺産に配慮した景観形成を図りながら、賑わいを創出するため、商業環境の整備と公共施設などの都市機能の集積化を進め、高齢者等にも配慮した安心で快適な生活環境を形成するため、道路や公園などの都市基盤の整備を図ることにより、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりを目指すこととしています。

[3] 略

12. 略